

プロジェクト **ASAF 対応**項目 **2026 年 3 月 ASAF 会議における ASBJ の対応方針**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）においてご審議いただく事項についてご説明することを目的としている。

II. 2026 年 3 月開催 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) への対応

ASAF 会議における議題

2. 2026 年 3 月 30 日及び 31 日にロンドンで開催予定の ASAF 会議では、以下の議題について議論することが予定されている。

議 題	発表者	予定 時間	参照 ページ
リスク軽減会計	IASB	90 分	2
持分法	IASB	60 分	2
キャッシュ・フロー計算書—SAICA のプレゼンテーション	SAICA	45 分	4
キャッシュ・フロー計算書及び関連事項	IASB	75 分	4
財務諸表とサステナビリティ開示との間のつながり	IASB, ISSB, EFRAG	90 分	6
公正価値オプションの修正 (IAS 第 28 号)	IASB	45 分	6
引当金—的を絞った改善	IASB	60 分	7
IFRS 第 9 号の適用後レビュー — ヘッジ会計	IASB	75 分	8
IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビュー	IASB	60 分	9
IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」に従った純損益計算書における税金及び関連する金額の表示	SOCPA	45 分	9
IFRS 財団「デュー・プロセス・ハンドブック」	IASB	45 分	10
プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題	IASB	15 分	10

各議題の対応方針

3. 前項に記載した各議題への対応については、次項以降のとおりである。

(リスク軽減会計)

議題の概要

4. 本セッションでは、公開草案「リスク軽減会計」(以下「公開草案」という。)の概要を提供し、ASAFメンバーに修正案に関して質問する機会及び見解を共有する機会を提供するとされている。

ASAF 会議での質問事項

5. ASAFメンバーに対する質問は、次のとおりである。

(1) 公開草案における提案に関して質問はあるか。

(2) ASAFメンバーの法域における利害関係者による関与の水準及び利害関係者の議論における重点分野について初期的なフィードバックはあるか。国際会計基準審議会 (IASB) の教育及びアウトリーチの取組みにとって優先領域は何であるべきと考えるか。

(3) 公開草案における提案について、次のことを含めて、初期的な見解はあるか。

① 企業が金利改定リスク管理活動に関する有用な情報を提供する結果となる可能性があるかどうか

② 適用への主要な実務上の課題

③ 潜在的な意図しない帰結があるか

ASBJの対応方針

6. 本議題は、第252回金融商品専門委員会(2026年3月23日開催)において審議を行っており、ASAF会議では同専門委員会の審議を踏まえて適宜対応する予定である。そのため、当委員会において本日審議を行うことは予定していない。

(持分法)

議題の概要

7. 本セッションでは、投資者とその関連会社及び共同支配企業との取引から生じた利得及

び損失の全額を認識する提案に関して収集された追加情報を提供し、ASAF メンバーの法域又は地域の利害関係者が同様の見解又は困難を有しているかどうかに関連する ASAF メンバーのインプットを求めるとされている。

ASAF 会議での質問事項

8. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。
- (1) ASAF メンバーの法域から、財務諸表利用者が、連結財務諸表における当期のグループ営業損益ではなく、当報告期間の親会社の株主に帰属する純損益に焦点を当てているという証拠はあるか(セグメント業績の開示及び他の任意の開示が親会社の株主に帰属する純損益を使用している場合を含む。)
 - (2) IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」は、共同支配企業又は関連会社に関して表示した要約情報と財政状態計算書における当該投資の帳簿価額との調整表を提供することを企業に要求している。ASAF メンバーの法域において、次の質問に回答されたい。
 - ① この調整表の一部として、企業は制限された利得及び損失に関する情報を開示しているか。
 - ② 制限された利得又は損失に関する情報が開示される場合、財務諸表利用者はこの情報をどのように利用するか。
 - ③ 制限された利得又は損失に関する情報が開示されない場合、その情報は財務諸表利用者に有用となると考えるか。
 - (3) 関連会社及び共同支配企業との取引に係る利得及び損失を制限するにあたり (IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」(以下「IAS 第 28 号」という。)) を適用する際、持分法投資からの収益 (income) を修正している企業もあれば、損益計算書の科目 (収益 (revenue) 及び売上原価など) を修正している企業もあると理解している。ASAF メンバーの法域において一般的な実務は何か(もしあれば)。
 - (4) ASAF メンバーの法域の投資家は、共同支配企業又は関連会社から IAS 第 28 号の要求事項に準拠するための情報を入手することに困難を感じているか。その場合、当該情報にアクセスする際の課題は何か。

ASBJ の対応方針

9. 本議題は、第 162 回 ASAF 対応専門委員会 (2026 年 3 月 23 日開催) において審議を行っ

ている。本日は、本議題の概要を説明し、ASBJ 事務局の気付事項についてご意見を伺いたい（審議事項(1)-2）。

(キャッシュ・フロー計算書—SAICAのプレゼンテーション)

議題の概要

10. 本セッションでは、南アフリカ勅許会計士協会（The South African Institute of Chartered Accountants: SAICA）のキャッシュ・フロー計算書ワーキング・グループが識別した重要なテーマ及び考え得る解決策等が共有される予定である。

ASBJの対応方針

11. 本議題は、第76回ディスクロージャー専門委員会（2026年3月24日開催）において審議を行っており、ASAF会議では同専門委員会の審議を踏まえて適宜対応する予定である。そのため、当委員会において本日審議を行うことは予定していない。

(キャッシュ・フロー計算書及び関連事項)

議題の概要

12. 本セッションでは、非資金取引、所定の資産及び負債におけるその他の非資金変動並びに財務活動から生じる負債の変動についての情報に関する考え得る新たな開示要求に関してASAFメンバーの意見を求めるとされている。

ASAF会議での質問事項

13. ASAFメンバーに対する質問は、次のとおりである。

(1) 非資金取引に関する情報

① 非資金取引の母集団

非資金取引とは、現金又は現金同等物の使用を必要としない投資取引及び財務取引であり、キャッシュ・フロー計算書から除外されるものをいう。これらの取引は、現在のキャッシュ・フローに直接の影響はないが、企業の資本や資産の構成に影響を与える。また、非資金取引は価値の変動（例えば、減損）又は為替差額のような資産又は負債におけるその他の非資金変動とは異なる。これらを考慮すると、開示に含まれる非資金取引の範囲は明確か。明確でない場合、何が不明確なのか。

② 情報の記載場所

非資金取引に関する情報にアクセスし、利用すると考える方法を念頭に置いた場合、案 1 と案 2¹のいずれの開示例が非資金取引に関する情報についてより良い文脈を提供するか。

③ 記述的説明及び表の使用

ア 記述的情報に加えて、非資金取引の影響を資金取引とともに(資金取引の文脈で)表²で示すことは有用な情報をもたらすか。

イ キャッシュ・フロー計算書におけるすべての科目及び小計を表に含める場合、たとえ当該科目の一部に関連する非資金取引がない場合であっても、情報に対してより良い文脈を提供することになるか。

(2) 所定の資産及び負債の非資金変動に関する情報

① 調整表の有用性

ア 調整表³は、売掛金及びその他の債権、棚卸資産並びに買掛金及びその他の未払金の非資金変動に関する透明性及びアクセス可能性を改善するか。

イ 調整表がキャッシュ・フロー計算書の裏付けとなる単一の注記に記載されずに、異なる注記(例えば、売掛金及びその他の債権、棚卸資産並びに買掛金及びその他の未払金の貸借対照表の科目の裏付けとなる注記)に記載される場合、アクセス可能性はどの程度低下するのか。

② 情報の完全性

ア 調整表における資産及び負債の母集団⁴は、会社の営業上の資産又は負債を十分に表していると考えるか。

イ 調整表に含まれている非資金変動の母集団⁵は、非資金変動を十分に表していると考えるか。

(3) 財務活動から生じた負債の変動に関する情報

① 財務活動から生じた負債の資金変動及び非資金変動に関する情報の考え得る開

¹ ASAF 会議の AP4 のスライド 9 から 10 に示されている。

² ASAF 会議の AP4 のスライド 9 に示されている。

³ ASAF 会議の AP4 のスライド 16 に示されている。

⁴ ASAF 会議の AP4 のスライド 16 に示されている調整表の列項目である。

⁵ ASAF 会議の AP4 のスライド 16 に示されている調整表の行項目である。

示について、案 1 と案 2⁶のいずれかが、当該開示と貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書との間のより良い関連付けを提供するか。そうでない場合、何を改善できるか。

- ② 貸借対照表とキャッシュ・フロー計算書との間の調整表において情報を関連付けるために、さらに行うべきことがあると考えるか。
- ③ この情報にどのようにアクセスして利用する可能性があるのかを考慮すると、案 1 と案 2⁷のいずれかが当該情報の発見を容易にするか。そうでない場合、何を改善できるか。

ASBJ の対応方針

14. 本議題は、第 76 回ディスクロージャー専門委員会（2026 年 3 月 24 日開催）において審議を行っており、ASAF 会議では同専門委員会の審議を踏まえて適宜対応する予定である。そのため、当委員会において本日審議を行うことは予定していない。

(財務諸表とサステナビリティ開示との間のつながり)

議題の概要

15. 本セッションでは、財務諸表とサステナビリティ開示が、主要な利用者にとって意思決定に有用な情報の提供に資するために、どのように相互に補完し合うのかを扱う。セッションの一環として、IASB と ISSB のスタッフは、つながりのある情報についての教育資料からの情報を共同で発表し、EFRAG は 2025 年 12 月に公表したディスカッション・ペーパーを紹介する。

ASBJ の対応方針

16. 本議題は、第 76 回ディスクロージャー専門委員会（2026 年 3 月 24 日開催）において審議を行っており、ASAF 会議では同専門委員会の審議を踏まえて適宜対応する予定である。そのため、当委員会において本日審議を行うことは予定していない。

(公正価値オプションの修正 (IAS 第 28 号))

議題の概要

17. 本セッションでは、公開草案「関連会社及び共同支配企業に対する投資についての公正価値オプションの修正 (IAS 第 28 号の修正案)」における提案に関する ASAF メンバーの

⁶ ASAF 会議の AP4 のスライド 22 から 23 に示されている。

⁷ ASAF 会議の AP4 のスライド 22 から 23 に示されている。

意見を求めるとされている。

ASAF 会議での質問事項

18. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。

- (1) IAS 第 28 号の修正案についてどう考えるか。
- (2) 特に、修正案は論点の適切かつ適時な解決策だと考えるか。

ASBJ の対応方針

19. 本議題は、第 161 回 ASAF 対応専門委員会（2026 年 3 月 9 日開催）及び第 572 回企業会計基準委員会（2026 年 3 月 11 日）において審議を行っており、ASAF 会議では同専門委員会及び同企業会計基準委員会の審議を踏まえて適宜対応する予定である。

(引当金 — 的を絞った改善)

議題の概要

20. 本セッションでは、賦課金に関する適用上の要求事項の新しいアイデアについて ASAF メンバーから意見を求めるとされている。

ASAF 会議での質問事項

21. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。

- (1) 次のことについて意見はあるか。
 - ① 2026 年 2 月の IASB ボード会議で提案している推定は反証可能とすべきかどうか。
 - ② 推定が反証可能な場合、
 - ア 反証の条件はどのようなものであるべきか。
 - イ 反証は許容されるものとすべきか、又は要求事項とすべきか。
- (2) ASAF メンバーの国又は地域で課されている賦課金のうち、2026 年 2 月の IASB ボード会議で提案している反証の条件を満たす可能性があるものはあるか。その場合、これらの賦課金の詳細はどのようなものか。
- (3) 考え得る要求事項の他の側面についてコメント又は質問はあるか。

ASBJの対応方針

22. 本議題は、第 162 回 ASAF 対応専門委員会（2026 年 3 月 23 日開催）において審議を行っており、ASAF 会議では同専門委員会の審議を踏まえて適宜対応する予定である。そのため、当委員会において本日審議を行うことは予定していない。

(IFRS 第 9 号の適用後レビュー — ヘッジ会計)**議題の概要**

23. 本セッションでは、ASAF メンバーの法域における IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）におけるヘッジ会計の要求事項の適用及び当該要求事項を適用する企業に関する ASAF メンバーの見解を求めるとともに、「IFRS 第 9 号の適用後レビュー — ヘッジ会計」のために IASB が検討すべきであると ASAF メンバーが考える事項に関する ASAF メンバーの見解を求めるとされている。この議論は、今後の情報要請において公式に協議する事項を識別するために実施しているアウトリーチの一部であるとされている。

ASAF 会議での質問事項

24. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。
- (1) 要求事項が意図したとおりに機能していないことを示す、中心的な目的又は原則の明瞭性及び適合性についての根本的な疑問はあるか。
 - (2) 企業が修正された IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）の開示要求を適用することから生じる利用者の便益は、予想よりも著しく低いのか。
 - (3) IFRS 第 9 号又は IFRS 第 7 号における要求事項の適用、監査及び監督（エンフォースメント）のコストは、予想よりも著しく大きいのか。
 - (4) IFRS 第 9 号の要求事項は ASAF メンバーの法域においてどのように適用されているか。
 - (5) IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の要求事項は、ASAF メンバーの法域において一貫して適用されているか。
 - (6) IASB 又は IFRS 解釈指針委員会(IC)が緊急に回答する必要があるか、次回のアジェンダ協議の前に作業を開始するよう努めるか、又は次回のアジェンダ協議で検討する必要がある適用上の疑問はあるか。

ASBJの対応方針

25. 本議題は、第79回IFRS適用課題対応専門委員会（2026年3月18日開催）及び第252回金融商品専門委員会（2026年3月23日開催）において審議を行っており、ASAF会議では同専門委員会の審議を踏まえて適宜対応する予定である。そのため、当委員会において本日審議を行うことは予定していない。

(IFRS第16号「リース」の適用後レビュー)**議題の概要**

26. 本セッションでは、情報要請「IFRS第16号『リース』の適用後レビュー」（以下「本情報要請」という。）に関するフィードバックの要約及び2026年3月までのIASBの暫定決定の内容についてASAFメンバーからのコメント及び質問を求めるとされている。

ASAF会議での質問事項

27. ASAFメンバーに対する質問は、次のとおりである。
- (1) IASBが2026年1月及び2月のIASBボード会議で議論した本情報要請に対するフィードバックの要約についてコメント又は質問はあるか。
 - (2) 2026年3月のIASBボード会議におけるIASBの暫定決定についてコメントはあるか。

ASBJの対応方針

28. 前項(1)については、第156回リース会計専門委員会（2026年3月17日開催）及び第79回IFRS適用課題対応専門委員会（2026年3月18日開催）において審議を行っており、ASAF会議では同専門委員会の審議を踏まえて適宜対応する予定である。そのため、当委員会において本日審議を行うことは予定していない。
29. なお、本資料送付時点では2026年3月のIASBボード会議は開催されていないため、本資料第27項(2)については、リース会計専門委員会及びIFRS適用課題対応専門委員会では、ASAF会議への対応の検討を行っておらず、2026年3月のIASBボード会議の暫定決定を踏まえて適宜対応する予定である。そのため、当委員会において本日審議を行うことは予定していない。

(IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」に従った損益計算書における税金及び関連金額の表示)

議題の概要

30. 本セッションでは、サウジ勅許職業会計士協会（SOCPA）が IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」におけるザカート（喜捨）費用の表示に関する見解を発表する。本セッションでは、3月のICの議論を踏まえて、ASAFメンバーの見解及び実務を共有するよう求めるとされている。

ASBJの対応方針

31. 本議題は、第79回IFRS適用課題対応専門委員会（2026年3月18日開催）において審議を行っており、ASAF会議では同専門委員会の審議を踏まえて適宜対応する予定である。そのため、当委員会において本日審議を行うことは予定していない。

(IFRS財団「デュー・プロセス・ハンドブック」)**議題の概要**

32. 本セッションでは、3月のデュー・プロセス監督委員会（DPOC）会議を経て、IFRS財団「デュー・プロセス・ハンドブック」を更新するDPOCのプロジェクトに関するアップデートを提供し、ASAFメンバーに質問する機会を提供するとされている。

ASBJの対応方針

33. 本議題は、第79回IFRS適用課題対応専門委員会（2026年3月18日開催）において審議を行っており、ASAF会議では同専門委員会の審議を踏まえて適宜対応する予定である。そのため、当委員会において本日審議を行うことは予定していない。

(プロジェクトの近況報告と次回ASAF会議の議題)

34. 2026年7月6日及び7日に開催予定のASAF会議では、以下の議題が提案されている。

(1) 資本の特徴を有する金融商品

プロジェクトのアップデートを提供し、公開草案「資本の特徴を有する金融商品」において提案した企業自身の資本性金融商品を購入する義務（非支配持分の売建プット・オプションを含む）に関する要求事項の代替的アプローチ及び潜在的改善について、ASAFメンバーの意見を求めるとされている。

(2) キャッシュ・フロー計算書及び関連事項

プロジェクトのアップデートを提供し、キャッシュ・フローを営業、投資及び財務に分類する要求事項並びに金融機関に対するキャッシュ・フローの要求事項の一貫

した適用を改善するためのプロジェクトの進展に関して、ASAF メンバーの意見を求めるとされている。

(3) 企業結合—開示、のれん及び減損

公開草案「企業結合—開示、のれん及び減損」における提案の側面について、ASAF メンバーの意見を求めるとされている。

(4) 無形資産

利用者の情報ニーズに関連する IASB の発見事項が本プロジェクトの方向性に与えると考え得る影響について、ASAF メンバーの意見を求めるとされている。

(5) リスク軽減会計

公開草案における提案に関して ASAF メンバーの見解を求め、さまざまな法域にわたり関心のある共通のトピックをより適切に理解するとされている。また、本セッションは、実施したフィールドワークからの早期のフィードバックを収集することも目的とするとされている。

(6) 料金規制対象活動

本プロジェクトの現状及び計画された適用活動に関するアップデートを提供するとされている。

(7) 引当金—的を絞った改善[暫定的]

3 月 ASAF 会議のフィードバック及びその後の IASB の決定に左右される。

以 上